

一体性について

資料 3

国会における発言要旨（参議院）

NO	発言会議名・案件	発言内容（抜粋）	発言者
【昭和 27 年】			
1	第 13 回参議院地方行政委員会第 38 号 昭和 27 年 5 月 23 日 「地方自治法の一部を改正する法律案についての地方行政委員会の公聴会」	<p>1 区の存する区域の住民の共同意識というものはその区に対してあるのではなくて、全体としての都に対する共同体意識である</p> <p>2 東京という大都市は一つのまとまった大きな地域社会を構成してあるのでありまして、二十三の区がばらばらに一つ一つの地域社会を構成しておるのではない</p> <p>3 東京といえども幾つかの市町村に分れておるのでありますから都の一体性なんというものはあり得ないのであります</p> <p>4 区部であります区のあります部分というものは、一体としての都市生活を営んでおるのであります</p> <p>5 都が頭脳であるならば、区はその手足であるというような関係にあるのではないかと思うのであります。その間の関係が有機的に一体となつて繋つておりますので</p> <p>6 組合といたしましては結成当時から都区の一体性という立場から</p> <p>7 東京都というところは二十三の市が集まつた都市ではなくして、一つの都市であるというように確信をいたしております</p>	<p>佐藤 功 成蹊大学教授</p> <p>小倉庫次 市政調査会理事</p> <p>村瀬 清 東京都千代田区長</p> <p>猪間驥一 法政大学教授</p> <p>立川克捷 東京新聞論説委員</p> <p>小関晋一 東京都職員労働組合都区調整対策委員会事務局長</p> <p>春 彦一 東京都副知事</p>

2	<p>第 13 回国会地方行政委員会第 53 号 昭和 27 年 6 月 16 日 「地方自治法の一部を改正する法律案についての地方行政委員会」(参考人)</p>	<p>8 区は単純な行政区画に過ぎなかつたことは、三十五区を二十三区に併合した当時において市民がそれに対してどういう考えを持つておつたかということだけでも了解ができる</p> <p>9 純粋な法理的に申しますというと、とにかく二十三区の存する区域についての一般的な本来的な団体としては、やはり都というものが考えられておるのでありますから</p> <p>10 自治法は地方自治体としての実体を備えていなかったかに思われる特別区をなぜ基礎的な地方公共団体として認めたのであるか</p> <p>11 世の中の人がよく我々は区民意識はない、都民意識のみがあるのだと、こういうように申しますが、そういう東京の都民の考え方は旧東京市民意識であつて</p>	<p>弓家七郎 明治大学教授</p> <p>入江俊郎 衆議院法制局長</p> <p>島田武夫 日本弁護士連合会 弁護士</p> <p>杉村章三郎 東京大学教授</p>
3	<p>第 13 回国会地方行政委員会第 55 号 昭和 27 年 6 月 18 日 「地方自治法の一部を改正する法律案」</p>	<p>12 特別区ができましたときのいきさつから申しまして、同時に元東京市である、一体をなしておるところの一部分である</p> <p>13 特別区が大都市社会を構成いたしております一部分であるわけでございまして</p> <p>14 古くからの沿革によつて東京市として発展して参りましたその区域を如何に処理するかという問題である</p> <p>15 特別区の性格が、都との間に切つても切れない密接な、有機的な一体的な関係がある</p> <p>16 特別区の問題につきましては、旧東京市の区域の中における問題である</p>	<p>岡野清豪 國務大臣</p> <p>鈴木俊一 地方自治庁次長</p>

4	<p>第 13 回国会地方行政委員会第 56 号 昭和 27 年 6 月 19 日</p>	<p>17 特別区全体の区域を通じてそこに一つの自治団体としての性格がある</p> <p>18 特別区の従来沿革伝統と、都における行政の一体的な有機的な処理、という二つの要請を如何に調和するか</p> <p>19 都と区との間に何かの連繫があつたほうが都市一体、即ちもとの東京市というものは大都市として</p> <p>20 都の行政の有機的な一体的な処理という一つの目的</p>	<p>鈴木俊一 地方自治庁次長</p> <p>岡野清豪 国務大臣</p> <p>鈴木俊一 地方自治庁次長</p>
【昭和 39 年】			
5	<p>第 46 回参議院地方行政委員会第 35 号 昭和 39 年 5 月 28 日 「地方自治法等の一部を改正する法律案」</p>	<p>21 東京都の特別区は二十三区が一体的な連帯性を持っております</p> <p>22 大都市の実体に即して統一的に一体的に処理を要する問題</p>	<p>佐久間彊 自治省行政局長</p>
6	<p>第 46 回国会地方行政委員会第 36 号昭和 39 年 6 月 2 日</p>	<p>23 広域に処理しなければならない問題が、この首都圏内にはたくさんあるわけでございます</p>	<p>赤澤正道 国務大臣</p>
7	<p>第 46 回参議院地方行政委員会第 37 号昭和 39 年 6 月 4 日</p>	<p>24 二十三区全体が一つの大都市社会としての実体を持っております</p> <p>25 二十三区を通じての行政の一体的な運営というものを確保していくということが主たる理由</p> <p>26 各区でとくに統一を欠き、ばらばらになるということが非常に支障がある</p>	<p>佐久間彊 自治省行政局長</p>

【平成 10 年】			
8	第 142 回参議院地方行政・警察委員会第 12 号平成 10 年 4 月 23 日 「地方自治法等の一部を改正する法律案」	27 人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から	上杉光弘 国務大臣
9	第 142 回参議院地方行政・警察委員会第 13 号 平成 10 年 4 月 30 日	28 一体性、統一性の確保という観点から 29 特別区間の行政というのは一定の水準を保つ必要がある 30 大都市の一体性、統一性の確保にも配慮しながら 31 都市の一体性、統一性というものを十分留意しながら 32 大都市としての統一性、一体性という要請に配慮しながら 大都市行政の一体性というものを確保しながら 33 大都市地域における行政の一体性、統一性の確保の観点から 34 特別区がひとしく大都市行政というのをやはり一定の水準で行っていく必要がある 35 大都市の一体性、統一性の確保にも配慮しながら 36 都区制度はむしろ市町村の仕事のうち大都市の一体性のための事務を都が担うということ	鈴木正明 自治省行政局長 二橋正弘 自治省財政局長 鈴木正明 自治省行政局長 上杉光弘 国務大臣 鈴木正明 自治省行政局長 二橋正弘 自治省財政局長

		<p>37 人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性の確保のための仕組み</p> <p>38 数百万の人口が集積して稠密な形で集まっている、それがかなりの広がりを持って大都市地域を形成している実態というものがあって、それが一体となつて存在している</p> <p>39 数百万人程度の人口が狭隘な地域に集中しているというものを前提として</p> <p>40 特別区相互間に税源の偏在がある中で行政水準の均衡を図る必要がある</p> <p>41 大都市としての一体性について</p> <p>41-2 三多摩を含めた形で、一体性とかいうことを考えられる状況にもう既にある</p> <p>42 特別区でなくて市として分離、独立するという形は適切でない</p> <p>43 統一性、一体性の観点から東京都に留保されている事務もあります</p> <p>44 大都市の一体性の確保の観点から</p> <p>45 大都市としての一体性、統一性を確保する必要があること</p>	<p>鈴木正明 自治省行政局長</p> <p>成瀬宣孝 自治省税務局長</p>
--	--	--	---